

議案第 33 号

東京都板橋区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 29 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例（令和 4 年板橋区条例第 13 号）の一部を次のように改正
する。

第 2 条第 1 項第 5 号、第 6 号及び第 11 号中「第 24 条の 24 第 2 項」
を「第 24 条の 24 第 3 項」に改める。

第 3 条第 1 項中「を作成し、当該入所支援計画」を「及び障がい児（
15 歳以上の障がい児に限る。）が障害者の日常生活及び社会生活を総
合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者
総合支援法」という。）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス（以
下「障害福祉サービス」という。）その他のサービスを利用しつつ自立
した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活
又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（
以下「移行支援計画」という。）を作成し、これら」に改め、同条第 3
項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（
平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5
条第 1 項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」とい
う。）」を「障害福祉サービス」に改める。

第 5 条第 2 項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当
職員」を「心理担当職員」に改め、同条第 3 項中「心理指導担当職員」
を「心理担当職員」に改める。

第6条第2項第2号及び第3号中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第4号中「訓練室、屋外訓練場」を「支援室、屋外遊戯場」に改める。

第8条第1項各号列記以外の部分中「第8項まで」を「第9項まで及び次条」に改め、同条第9項中「第2項から第6項」を「第3項から第7項」に、「第7項」を「第8項」に改め、同項を同条第10項とし、同条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、同条第5項中「当たっては」の次に「、障がい児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「この条において」を削り、「行い」を「行うとともに、当該障がい児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第8条の次に次の1条を加える。

(移行支援計画の作成等)

第8条の2 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障がい児について、アセスメントを行い、障がい児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障がい児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつ

つ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障がい児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障がい児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。

5 前条第4項、第6項及び第7項の規定は、第2項に規定する移行支援計画の作成について準用する。

6 前条第4項、第6項、第7項及び第9項並びに第2項及び第3項の規定は、第4項に規定する移行支援計画の変更について準用する。

第27条第1項中「入所支援計画」の次に「及び移行支援計画」を加え、同条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障がい児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第30条の見出し及び同条第1項から第3項までの規定中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第39条第1項中「をいう。」の次に「第4項及び」を加え、同条に次の2項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において単に「第二種協定

指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。第46条第1項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。第52条第2項第1号中「入所支援計画」の次に「及び移行支援計画」を加える。

第53条第1項第4号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第54条第1項第2号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第2項第2号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導」を「支援」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第46条第1項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第104号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(提案理由)

厚生労働省令の改正に伴い、指定障害児入所施設に係る基準を改めるほか、所要の規定整備をする必要がある。